

最低制限価格設定に係る運用指針

4 川 病 経 第 6 2 2 号

令和4年9月1日 局長専決

「病院局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」に定める事項の運用については、川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱に定める事項の運用について定めた「最低制限価格設定に係る運用指針」の規定を準用する。この場合において、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」とあるのは「病院局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」に、「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」とあるのは「病院局総合評価一般競争入札実施要綱」に、「契約課ホームページ「入札情報かわさき」(以下「入札情報かわさき」という。)の入札公表詳細」とあるのは「病院局ホームページの入札の公示」に、「入札情報かわさきの落札結果詳細」とあるのは「病院局ホームページの入札結果公表」に読み替えるものとする。

附則

この運用指針は令和4年9月1日から施行する。